

事 務 連 絡
令和5年 11 月 9 日

公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人 日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

障害者差別解消法に基づく国土交通省所管事業における 対応指針に係る適切な対応について（依頼）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）について、差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けること等を内容とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）が令和 3 年 6 月に公布され、令和 6 年 4 月に施行されます。また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針についても、令和 5 年 3 月に改正されました。

障害者差別解消法に基づき、主務大臣は事業者向けの対応指針を策定することとされておりますが、国土交通省では上記改正を踏まえて、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、別添のとおり、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正を行い、令和 5 年 11 月 2 日に公表いたしました。

つきましては、貴会及び貴会傘下の各団体におかれましては、当該指針の周知徹底及び当該指針に基づき法の目的を踏まえた適切な対応にご協力いただくようお願いいたします。

なお、内閣府による障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト（<https://shougai-sha-sabetukai-shou.go.jp/>）において、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例を提供しているため、参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上